

2022

令和4年度

履修の手引



徳島大学大学院薬学研究科

令和4年度 学年暦及び薬学研究科関係行事予定

月 日	学 年 暦	専門教育科目関係行事予定
4月1日(金)	前期開始	
4月1日(金)～4月5日(火)	春季休業	
4月6日(水)	入学式	新入生ガイダンス
4月8日(金)		前期履修科目 Web 登録締切
4月11日(月)		前期授業開始
7月上旬(予定)		博士前期課程第1次入学試験(一般) 博士後期, 博士課程10月入学者入学 試験(一般・社会人・外国人) 博士後期, 博士課程第1次入学試験 (一般・社会人・外国人)
8月1日(月)～8月31日(水)	夏季休業	
9月30日(金)		後期履修科目 Web 登録締切
9月30日(金)	前期終了	
10月1日(土)	後期開始	
10月3日(月)		後期授業開始
10月22日(土)～10月23日(日)	大学祭(蔵本祭)	
11月2日(水)	開学記念日	
11月中旬(予定)		博士後期, 博士課程第2次入学試験 (一般・社会人・外国人) 博士前期課程第2次入学試験(一般)
12月24日(土)～1月6日(金)	冬季休業	
1月下旬(予定)		博士後期, 博士課程第3次入学試験 (一般・社会人・外国人) 博士前期課程入学試験 (社会人・外国人)
1月12日(木)～1月23日(月) (予定)		研究科修士・博士学位申請受付
2月16日(木)～2月17日(金) (予定)		修士・博士論文発表会
3月23日(水)	卒業式・修了式	
3月24日(金)～3月31日(金)	学年末休業	
3月31日(金)	後期終了	

※上記については、予定であり変更する場合があります。
詳細については、その都度通知しますので、ご注意ください。

目 次

履修の手引

カリキュラム・ポリシー	4
ディプロマ・ポリシー	6
カリキュラムマップ	8

教育と履修案内

履修方法等	10
学位審査基準	12
学位論文提出基準	14
学生への連絡及び諸手続き	15

規則等

徳島大学大学院薬学研究科規則	22
徳島大学大学院薬学研究科における授業科目、単位数及び履修方法に関する細則	28
徳島大学大学院薬学研究科学位規則実施細則	30
徳島大学大学院薬学研究科研究指導方針	42
徳島大学大学院薬学研究科における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ	45

参考資料

徳島大学大学院薬学研究科リサーチ・アシスタント実施要項	49
徳島大学大学院薬学研究科ティーチング・アシスタント実施要項	50
薬学研究科の分野	51
蔵本地区配置図	53
薬学部建物平面図	54

履修の手引

徳島大学大学院薬学研究科

徳島大学大学院薬学研究科では、学部教育の特徴を大学院まで継続し、薬学専攻と創薬科学専攻の2専攻それぞれの分野で学部・大学院一貫教育を目指すとともに、各専攻の目的に特化した特徴ある教育カリキュラムを設定し、他分野の理解を深める教育を行ってきました。

また、研究指導に関しては、学生個人の感性を高めさせ、想像力を豊かにし、創造力と研究能力を発揮しうる人材の育成を心がけ、学生の研究意欲の増進を図っています。

カリキュラム・ポリシー

博士前期課程 創薬科学専攻

創薬科学専攻では、創薬科学の専門知識を体系的に学習し、深い探究心や豊かな創造力及び国際的に通用する力量を身につけ、高い応用力、洞察力、国際コミュニケーション力、医療倫理観を併せ持つ創薬・製薬研究者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

創薬科学分野の知識を体系的に修得し、関連分野の研究展開能力を高めるため、複数教員による分野横断的創薬関連8特論を提供するとともに、国際コミュニケーション力を醸成するため、英語論文作成科目を設置する。さらに、医療倫理観醸成に関する講義を配し、人権、生命倫理、個人情報保護、実験動物愛護に関する基本的知識を修得させる。

2. 教育方法

体系的な教育課程と指導教員制度による教育指導を通じて骨太かつきめ細やかな指導体制を実現する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

博士後期課程 創薬科学専攻

創薬科学専攻では、薬学の専門性を確保した上で広範な教養を持ち、未知の課題に対し自ら研究計画を立案でき、問題解決能力・学際的な研究推進能力を備えた国際的に通用する力量を持った先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

広範な教養と客観的な判断力を養うための分野横断的な演習科目を設置するとともに、国際的視野で活躍できる人材の養成をめざし、国際学会発表、国際誌への論文投稿、英語論文の査読を体系的に学ぶ特論を設置する。さらに、博士論文研究では、広い視点からの研究指導を目的とした主指導教員と2名の副指導教員による複数指導体制を実現する。

2. 教育方法

プレゼンテーション力や質疑応答能力の涵養を行う演習科目、及び分野横断的な演習科目の導入と主指導教員と2名の副指導教員による複数指導体制を通じて、未知の課題に対して自ら研究計画を立案でき、問題解決能力・学際的な研究推進能力を備えた国際的に通用する力量を持った先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者となれる機会を提供する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

博士課程 薬学専攻

薬学専攻では、臨床への橋渡し研究を遂行できる能力と国際的に通用する力量を持ち、臨床に根ざした先端的研究能力を有した臨床薬剤師、高度な職能を持つ専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスに精通した医療薬学研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

広範な教養と客観的な判断力を養うための分野横断的な演習科目及び特論を設置するとともに、国際コミュニケーション力醸成のため英語論文作成科目、がん専門薬剤師養成を目的としたアドバンスド科目群を設置する。さらに、博士論文研究では、広い視点からの研究指導を目的とした主指導教員と2名の副指導教員による複数指導体制を実現する。

2. 教育方法

大学病院と連携した実践演習と指導教員と2名の副指導教員による複数指導体制を通じて、臨床への橋渡し研究を遂行できる能力と国際的に通用する力量を持ち、臨床に根ざした先端的研究能力を有した臨床薬剤師、高度な職能を持つ専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスに精通した医療薬学研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者になれる機会を提供する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

学修内容・学修方法・学修成果の評価方法

https://www.tokushima-u.ac.jp/fs/2/7/4/3/4/0/_/graduate_hyoka202004.pdf

ディプロマ・ポリシー

博士前期課程 創薬科学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与します。

1. 学識，研究能力及び高度専門職業能力

幅広い教養と論理的思考を備え，創薬科学の専門知識を体系的に修得し，創薬に関する問題を解決する方法とその結果を的確かつ論理的に展開する能力に加え，専門的な職業に従事できる高度な能力を有している。

2. 倫理観及び責任感

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を備え，創薬科学の分野において自立して行動できる。

3. 国際的発信力及び社会貢献

国際社会で通用するコミュニケーション能力を身につけ，世界水準を目指す研究を通じて，創薬・製薬・育薬の研究者，技術者として社会に貢献することができる。

博士後期課程 創薬科学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与します。

1. 学識，研究能力及び高度専門職業能力

広範な教養及び高度な専門知識・技能を身につけ，創薬に関する未知の課題に対し自立した創薬・製薬研究者として自ら研究計画を立案でき，問題解決に向けた研究推進能力を有し，後進を指導できる又は当該専門的な職業に従事できる卓越した能力を有している。

2. 倫理観，責任感，創造力，応用力及び洞察力

医療倫理観を備え，強い責任感，独自の発想力や豊かな創造力，広範な応用力，深い洞察力及び客観的な判断力を身につけ，自立して行動できる。

3. 国際的発信力及び社会貢献

国際的に通用する力量を身につけ，世界をリードする研究成果を発信し，先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者として国際的・学際的に活躍することを通じ，社会の発展に貢献することができる。

博士課程 薬学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与します。

1. 学識，研究能力及び高度専門職業能力

広範な教養，最先端の薬物治療を支える研究実践能力及び客観的な判断力を身につけ，臨床に根ざした新たな医療薬学研究的道を切り開き，臨床薬剤師，専門薬剤師，レギュラトリーサイエンスの精通した薬剤師研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者として卓越した能力を有している。

2. 倫理観, 責任感, 創造力, 応用力及び洞察力

医療倫理観を備え, 強い責任感, 独自の発想力や豊かな創造力, 広範な応用力及び深い洞察力を身につけ, 自立して行動できる。

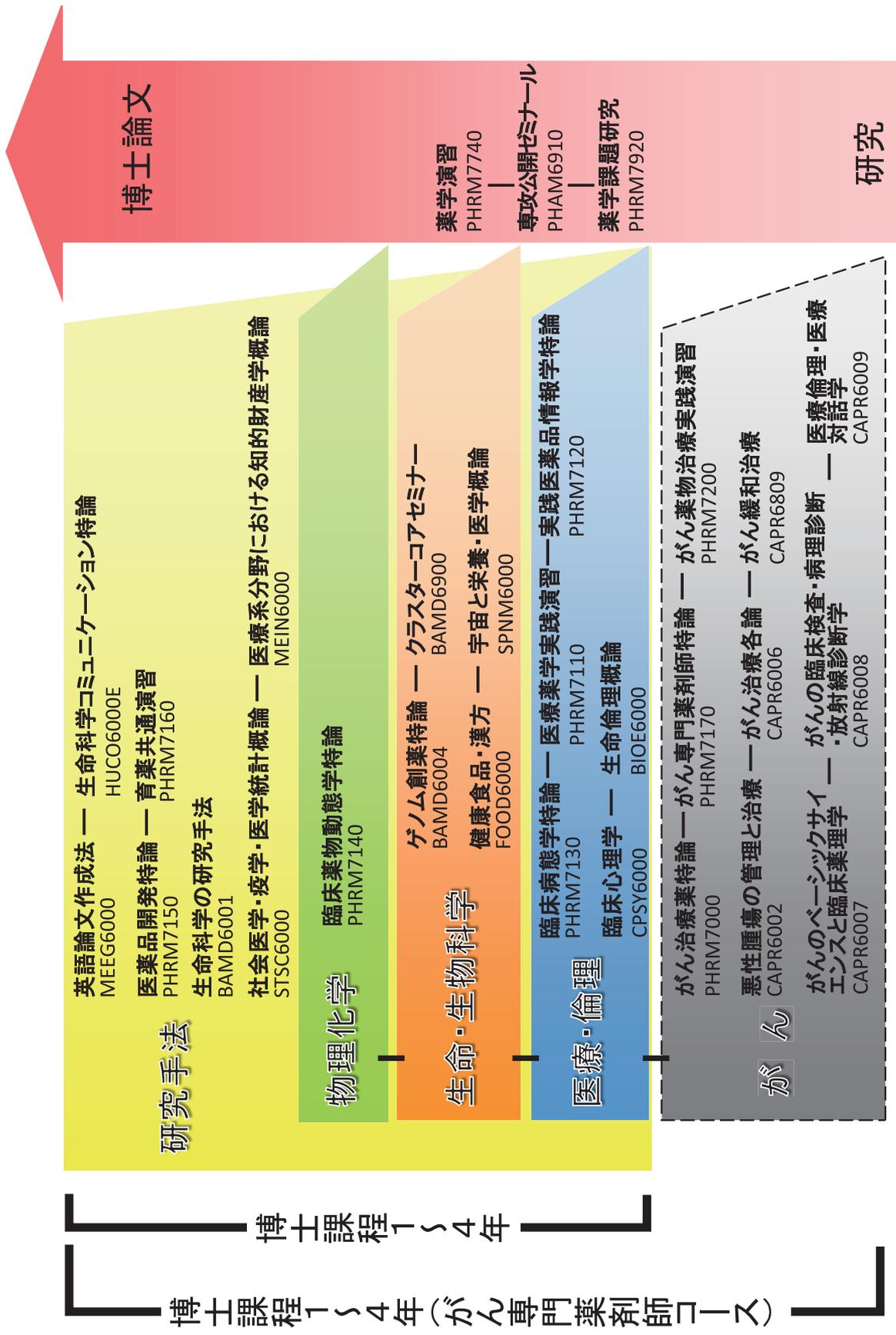
3. 国際的発信力及び社会貢献

国際的に通用する力量を身につけ, 世界をリードする研究成果を発信し, 指導的薬剤師や臨床薬剤師として活躍することを通じ, 社会の発展に貢献することができる。

創薬科学専攻カリキュラムマップ



薬学専攻カリキュラムマップ



履修方法等 (令和4年度入学生)

授業科目の履修について

指導教員の指導のもと、計画的に授業科目を履修してください。

履修科目の登録

履修科目の登録は、Web入力により指定する日までに、各自登録をしてください。

なお、履修登録後に履修科目を変更する場合は、期日までに登録を変更してください。

単位履修方法

(1) 博士前期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	22単位	8単位以上	30単位以上

選択科目の履修方法

全専攻系共通カリキュラム科目又は各専攻系間の共通カリキュラム科目から2単位以上を履修し、かつ専門科目から6単位以上を履修してください。

他の研究科の授業科目

選択科目の単位に含めることができますが、上記選択科目の履修方法にある専門科目6単位は、薬学研究科の専門科目から履修が必要です。

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	8単位	2単位以上	10単位以上

選択科目の履修方法

専門科目から2単位以上を履修してください。

他の研究科の授業科目

選択科目の単位に含めることができますが、上記選択科目の履修方法にある専門科目2単位は、薬学研究科の専門科目から履修が必要です。

博士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
薬学専攻	20単位	10単位以上	30単位以上

選択科目の履修方法

共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を履修し、かつ、単位数及び履修方法に関する細則（p.28）に指定する専門科目から育薬共通演習及び医療薬学実践演習を含めて8単位以上を履修してください。

がん専門薬剤師履修コースの学生は、クラスターコアセミナーを除く共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を履修し、かつ、単位数及び履修方法に関する細則（p.28）に指定する専門科目から8単位を履修してください。

他の研究科の授業科目

選択科目の単位に含めることができますが、上記選択科目の履修方法にある専門科目8単位は、薬学研究科の専門科目から履修が必要です。

博士課程の修了要件について

博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

審査を受けるためには、論文提出の日までに所定の単位を修得していなければなりません。予め履修計画をたてて単位を修得してください。

学位の授与について

徳島大学大学院博士前期課程を修了した者には修士の学位を、大学院博士後期課程、博士課程を修了した者には博士の学位を授与します。

授与される学位は以下のとおりです。

大学院博士前期課程	修士（薬科学）
大学院博士後期課程	博士（薬科学）
大学院博士課程	博士（薬学）

学位審査基準

博士前期課程 創薬科学専攻

修士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が創薬科学の分野において、研究者・技術者として社会に貢献し、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連付けつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

専門的な業務に従事するに必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ、研究者・技術者として専門的な業務を行うことができること

博士後期課程 創薬科学専攻

博士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定である論文を有し、審査対象者が創薬科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連付けつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定，分析方法，結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され，又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観，技術力，研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ，研究者として自立して研究活動を行うことができること

博士課程 薬学専攻

博士の学位論文は，次に掲げる点を総合的に考慮し，かつ，学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定である論文を有し，さらに，審査対象者が薬学の分野において，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力や実務遂行能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり，学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて，適切に先行研究と関連付けつつ，問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定，分析方法，結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され，又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観，技術力，研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ，研究者として自立して研究活動を行うことができること

学位論文提出基準

博士前期課程 創薬科学専攻

指導教員の承認を受けた論文を提出する。

また、論文内容要旨は和文 800 字程度又は英文 400 字程度とする。

博士後期課程 創薬科学専攻

指導教員の承認を受けて以下の項目の基準を満たす論文を提出すること。

- ① 公刊論文，参考論文を纏めた学位論文とする。その内容としては，学位論文題目について一貫性を有するものとする。
- ② 博士論文提出時までの公刊論文数は，英文 1 報以上を必要とする。これらの論文は，博士前期課程及び博士後期課程内で，かつ，学位論文提出の指定の期日までに受理され，査読を行う雑誌に掲載（on line 掲載を含む。）されたものとする。
なお，印刷中の場合は，受理されたことが証明できる書類（accept の連絡メールでも可。）を添付することとする。
- ③ 公刊論文は単著，共著を問わない。ただし，共著の場合は，筆頭著者である必要はないが，主指導教員及び副指導教員のうち 1 名が共著者であることとする。
- ④ 公刊論文が共著の場合は，すべての共著者が署名捺印の上証明する承諾書の提出を必要とする。
- ⑤ 論文内容要旨は和文 1200 字程度又は英文 600 字程度とする。

博士課程 薬学専攻

指導教員の承認を受けて以下の項目の基準を満たす論文を提出すること。

- ① 公刊論文，参考論文を纏めた学位論文とする。その内容としては，学位論文題目について一貫性を有するものとする。
- ② 博士論文提出時までの公刊論文数は，英文 1 報以上を必要とする。これらの論文は，博士課程内で，かつ，学位論文提出の指定の期日までに受理され，査読を行う雑誌に掲載（on line 掲載を含む。）されたものとする。
なお，印刷中の場合は，受理されたことが証明できる書類（accept の連絡メールでも可。）を添付することとする。
- ③ 公刊論文は単著，共著を問わない。ただし，共著の場合は，筆頭著者である必要はないが，主指導教員及び副指導教員のうち 1 名が共著者であることとする。
- ④ 公刊論文が共著の場合は，すべての共著者が署名捺印の上証明する承諾書の提出を必要とする。
- ⑤ 論文内容要旨は和文約 1200 字程度又は英文 600 字程度とする。

学生への連絡及び諸手続き

1) 薬学部事務室の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（日・土・祝日を除く）の8:30～17:15（12:00～13:00を除く）ですので注意してください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ問い合わせてください。

担 当 係	事 項	窓 口
学務係 TEL 633-7247 633-7615	入学者の選抜に関する事。 学生の入学，卒業及び修了並びに休学等学生異動に関する事。 学籍に関する事。 教育課程に関する事。 授業，試験及び成績に関する事。 科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生及び研究生に関する事。 外国人留学生に関する事。 派遣学生に関する事。 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの選考，労働時間等に関する事。 日本学生支援機構及びその他の奨学金に関する事。 学生の課外活動に関する事。 学生の健康管理及び生活相談に関する事。 学生の就職に関する事。 学生の団体，集会，出版及び掲示に関する事。 学生証及び学生の諸証明に関する事。 国家試験に関する事。 講義室等の管理に関する事。 学生の表彰及び懲戒に関する事。 所掌事務に係る各種委員会に関する事。 所掌事務の調査，統計及び報告に関する事。 その他学生に係る事務に関する事。	薬学棟1階
学生係 TEL 633-7030	入学料及び授業料の徴収猶予，免除等に関する事。 日本学生支援機構奨学金に関する事。	医学部医学基礎A棟1階
経理係 TEL 633-9553 633-9608	入学料，授業料の納付に関する事。 その他会計に係る事務に関する事。	医学部医学基礎A棟1階

※市外局番：088

2) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、掲示、教務システム又はメールにより行います。

薬学部掲示板（薬学部研究棟玄関ホール）の掲示、教務システム、メールを1日1回は確認することを習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

また、薬学部ホームページにも必要な事項が掲載されています。

(<https://www.tokushima-u.ac.jp/ph/>)

3) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、附属図書館等の入退館カード、図書館利用証（貸出）、定期健康診断の受付、各種証明書の発行の機能があります。また、生協電子マネー Supica や生協ミールプランの機能も利用できます。大切な物なので、紛失しないよう注意してください。

本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica の不正利用を防止するため、生協事務所（088 - 652 - 1073）に連絡し、生協電子マネー Supica 等の利用停止手続きを行ってください。

期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。

上記に係る「再発行の申請」手続きは、学務係で行ってください。

4) 各種証明書の発行

1. 証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、薬学部インフォメーションプラザ及び医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 学業成績・単位修得証明書
- (d) 修了見込証明書（博士前期課程1年，博士後期課程1～2年，博士課程1～3年は、学務係で交付の手続きをしてください。）

※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度で、次の目的を持って鉄道旅行する場合に限り、原則として年間10枚を限度として発行されます。10枚を越えて使用する必要がある場合は学務係へ申請してください。ただし、JRの片道営業キロが101キロ以上の旅行でなければ利用できません。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

【使用目的】

- ・ 休暇等による帰省
- ・ 正課の教育活動（実習など）

- ・ 課外活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療等
- ・ 保護者との旅行

2. 学務係で発行するもの

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日，土曜日，日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) 学生証
- (e) 健康診断書
- (f) その他必要とする証明書

5) 休学，復学，退学等の手続き

休学，復学，退学等を希望する学生は，就学上いろいろな問題が生じるので事前に，必ず各自の指導教員とよく相談して，生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→指導教員に相談→学務係で所定用紙の交付を受ける

→願出用紙に指導教員，保護者及び本人の署名→学務係へ提出（希望日の1ヶ月以上前）

1. 休 学

- (a) 疾病その他一身上の都合により2ヶ月以上就学できないときは，医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て，その許可を受けて休学することができます。
- (b) 休学は，1年を超えることはできません。ただし，特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (c) 休学期間は，通算して博士前期課程は2年，博士後期課程は3年，博士課程は4年を超えることはできません。
- (d) 休学期間は，在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は，授業料について次の措置がとられます。

ア 休学願の受理された日が3月，4月，9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。

イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は，受理日の属する期の授業料は徴収されます。

ウ 納付済の授業料は返還されません。

2. 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

3. 退 学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。

注) 退学者の授業料

退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学できません。未納のままであると、学則により「除籍」となります。

4. 転研究科・転専攻

希望者は転研究科願又は転専攻願を提出し、当該研究科の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

5. 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

6) 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

7) 授業料納付，免除制度及び奨学金制度

授業料納付

原則として、入学時に登録した本学指定の金融機関の口座から自動引落を行います。納入時期は、次のとおりです。

前期分（4月～9月）→5/27（休日の場合は翌営業日）

後期分（10月～3月）→11/27（休日の場合は翌営業日）

※自動引落日の前日15時までに指定口座に入金してください。

2. 授業料免除制度

大学院生（私費外国人留学生を含む）を対象とした、授業料免除の制度があります。申請方法等の詳細は、徳島大学ホームページ（<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/>）を参照してください。

3. 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金(無利子)』及び『第二種奨学金(有利子)』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、学生用掲示板を見てください。

8) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知（学務係にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

9) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては徳島大学学生後援会（学務部教育支援課内）へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10万円までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

10) 宿 所 届

毎年度の初めに宿所届を学務係へ提出してください。

11) 住 所 変 更 届

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので、変更があれば直ちに届け出てください。

保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出てください。

12) 海 外 渡 航 届

学生が海外渡航をする場合、学生の安全管理のため、渡航目的が「留学」に限らず、学会発表、ボランティア等、あるいは観光などの私事によるものについても、「海外渡航届」の提出が必要です。海外渡航前に必ず学務係に提出してください。

13) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

14) 健 康 管 理

定期健康診断は、キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門の実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月に学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから、必ず受診してください。

15) キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門（以下、総合相談部門とする）が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員（総合相談員、学内カウンセラー、法律アドバイザー）また、学外カウンセラーが対応しています。薬学部からは2名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者（インターカー）が常駐しています。相談のある学生は、まず受付担当者（インターカー）に相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じた最適の相談員を紹介してもらえます。

キャンパスライフ健康支援センター常三島総合相談部門：教養教育棟5号館1F

蔵本総合相談部門：蔵本会館2F

電話：656－7637 平日 8：30～17：15（e-mail：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp）

薬学部の相談員：阿部真治教授，佐藤智恵美助教

16) 意見箱の設置

スタジオ・プラザ横の廊下に意見箱を設置しています。学生の皆さんのご意見，ご要望をお寄せください。

17) 交通事故の防止

最近，学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも，交通事故の当事者となり，身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので，交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また，蔵本地区では交通事故防止，良好な教育・研究環境を保持するため，以下のような自動車通学，構内におけるオートバイの走行，オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので，厳守してください。

薬学部の駐輪場は薬学部教育棟西側です。配置図を参照のこと。

以下の項目を守ってください。

1. オートバイは，専用入口から入構し，駐輪場に整然と駐輪してください。また，構内の走行は注意してください。
2. 自転車は，必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。
建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には，乗り入れを禁止します。
3. 自動車通学は，原則として禁止します。
正当な理由により登録して許可された車は，駐車場へ駐車してください。
万一，交通事故が発生した場合は，当事者は加害者・被害者を問わず指導教員及び学務係に事故の内容を報告するとともに，交通事故報告書を学務係へ届け出てください。

18) そ の 他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので，家族，知人等にも周知しておいてください。
2. 学生個人宛の郵便物等は，原則として取り扱いません。
3. 敷地内での喫煙は禁止します。
4. 盗難には十分注意し，貴重品等の所持品は，自己管理してください。
5. 学内における交通事故，盗難被害，遺失物及び拾得物は，速やかに学務係まで届け出てください。
6. 火気には十分に注意してください。

徳島大学大学院薬学研究科規則

平成 16 年 3 月 19 日

規則第 1849 号制定

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学大学院学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本研究科に関する事項は、本研究科教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本研究科における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 創薬科学専攻は、創薬科学に関する体系的な教育及び研究指導を通して、広い視野及び国際的に通用する力量を持った創薬・製薬の研究を遂行できる人材の養成を目的とする。

(2) 薬学専攻は、医療現場に直結した研究指導及び臨床薬剤師としてのリスクマネジメント等の実務実習を通して、最先端の薬物治療を支える研究実践能力を備えた高度な職能を有し、国民の健康増進に寄与する指導的薬剤師及び医療薬学研究者の養成を目的とする。

第 2 章 教育課程

(教育方法)

第 2 条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第 3 条 本研究科において、本研究科教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本研究科に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 博士課程に所属する学生のうち、がん専門薬剤師の養成に係る科目を履修しようとする者の授業科目及び単位数は、別に定める。

4 前条第 2 項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	22単位	8単位以上	30単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	8単位	2単位以上	10単位以上

(3) 博士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
薬学専攻	20単位	10単位以上	30単位以上

- 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 履修方法については、別に定める。
- 本研究科において教育上有益と認めたときは、本学大学院の他の研究科又は本学学部との協議に基づき、当該他の研究科又は本学学部の授業科目を履修又は聴講させることができる。
- 前項の授業科目を履修又は聴講しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。
- 第4項の規定により履修した他の研究科の授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 自由科目の単位は、第1項第3号に規定する単位に含めることはできない。
- 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第7条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第8条 成績は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(89点～80点以上)、B(79点～70点以上)、C(69点～60点以上)及びD(59点以下)の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の評語の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
S	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を十分に達成している。
B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院又は外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度本研究科教授会が定める。

(転研究科)

第10条の2 学則第26条の2の規定に基づき、転研究科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転研究科を許可する時期は、本研究科教授会が定める。

3 転研究科を許可した学生を在籍させる年次は、本研究科教授会が定める。

4 転研究科を許可した学生の既修得単位の認定は、本研究科教授会が定める。

(転専攻)

第10条の3 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転専攻を許可する時期は、本研究科教授会が定める。

3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、本研究科教授会が定める。

4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、本研究科教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、

又は外国の大学院に留学を志願する者は、所定の願書を本研究科長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(1) 博士前期課程

授業科目及び単位数

創薬科学専攻

区 分	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
全 専 攻 系 共 通 カリキュラム科目	生 命 倫 理 概 論		2
	臨 床 心 理 学		2
	社会医学・疫学・医学統計概論		2
	英 語 論 文 作 成 法		2
	生 命 科 学 の 研 究 手 法		2
	医療系分野における知的財産学概論		2
	宇 宙 と 栄 養 ・ 医 学 概 論		2
	生命科学コミュニケーション特論		2
各 専 攻 系 間 の 共 通 カリキュラム科目	臨 床 薬 理 学 概 論		2
	ゲノム創薬特論		2
	健康食品・漢方		2
専 門 科 目	薬 学 英 語 特 論	2	
	創 薬 科 学 特 論	2	
	創 薬 分 析 ・ 理 論 化 学 特 論		2
	薬 剤 動 態 制 御 学 特 論		2
	創 薬 先 端 合 成 化 学 特 論		2
	医 薬 品 創 製 資 源 学 特 論		2
	創 薬 遺 伝 子 生 物 学 特 論		2
	医 薬 品 安 全 性 学 特 論		2
	健 康 生 命 薬 学 特 論		2
	薬 科 学 演 習 1	3	
	専 攻 公 開 ゼ ミ ナ ー ル	1	
薬 科 学 特 別 研 究	14		

備考 講義及び演習は15時間、実験実習は30時間をもって1単位とする。

(2) 博士後期課程

授業科目及び単位数

創薬科学専攻

区 分	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科 目	創 薬 研 究 実 践 特 論	2	
	創 薬 科 学 演 習	5	
	専 攻 公 開 ゼ ミ ナ ー ル	1	
	ケミカルバイオロジー共通演習		2
	機能分子共通演習		2
	資源・環境共通演習		2

備考 講義及び演習は、15時間をもって1単位とする。

(3) 博士課程

授業科目及び単位数

薬学専攻（がん専門薬剤師履修コースを含む。）

区 分	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択	自由
共通カリキュラム科目	英 語 論 文 作 成 法	2		
	ク ラ ス タ ー コ ア セ ミ ナ ー		2	
	生 命 倫 理 概 論		2	
	臨 床 心 理 学		2	
	社 会 医 学 ・ 疫 学 ・ 医 学 統 計 概 論		2	
	生 命 科 学 の 研 究 手 法		2	
	ゲ ノ ム 創 薬 特 論		2	
	健 康 食 品 ・ 漢 方		2	
	医 療 系 分 野 に お け る 知 的 財 産 学 概 論		2	
	宇 宙 と 栄 養 ・ 医 学 概 論		2	
	生 命 科 学 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 論		2	
専 門 科 目	臨 床 薬 物 動 態 学 特 論		2	
	実 践 医 薬 品 情 報 学 特 論		2	
	医 薬 品 開 発 特 論		2	
	臨 床 病 態 学 特 論		2	
	が ん 専 門 薬 剤 師 特 論		2	
	集 学 的 治 療 薬 特 論		2	
	育 薬 共 通 演 習		2	
	医 療 薬 学 実 践 演 習		2	
	が ん チ ー ム 医 療 演 習		2	
	が ん 薬 物 治 療 実 践 演 習		2	
	薬 学 演 習	7		
専 攻 公 開 ゼ ミ ナ ー ル	1			
薬 学 課 題 研 究	10			
ア ド バ ン ス ド 科 目	悪 性 腫 瘍 の 管 理 と 治 療			1
	医 療 倫 理 ・ 医 療 対 話 学			1
	が ん の ベ ー シ ッ ク サ イ エ ン ス と 臨 床 薬 理 学			1
	が ん の 臨 床 検 査 ・ 病 理 診 断 ・ 放 射 線 診 断 学			0.5
	が ん 治 療 各 論			2
	が ん 緩 和 治 療			0.5
が ん 治 療 薬 特 論			2	

備考 講義及び演習は15時間、実験実習は30時間をもって1単位とする。

徳島大学大学院薬学研究科における授業科目、 単位数及び履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院薬学研究科規則（以下「規則」という。）第4条第3項及び第5条第3項の規定に基づき、徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目、単位数及び履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規則別表に定める授業科目のうち、選択科目の履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 創薬科学専攻（博士前期課程）の学生は、全専攻系共通カリキュラム科目又は各専攻系間の共通カリキュラム科目から2単位以上を修得し、かつ、専門科目から6単位以上を修得しなければならない。
- (2) 創薬科学専攻（博士後期課程）の学生は、専門科目から2単位以上を修得しなければならない。
- (3) 薬学専攻（博士課程）の学生は、次のとおりとする。
 - (イ) 共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を修得し、かつ、以下の専門科目から育薬共通演習及び医療薬学実践演習を含めて8単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目	単 位 数
臨床薬物動態学特論	2
実践医薬品情報学特論	2
医薬品開発特論	2
臨床病態学特論	2
育薬共通演習	2
医療薬学実践演習	2

- (ロ) 創薬科学専攻（博士前期課程）において履修した授業科目以外の授業科目から履修すること。

第3条 本研究科におけるがん専門薬剤師履修コースに係る徳島大学大学院臨床腫瘍学教育課程の共通コア科目並びにがん専門医・薬剤師共通科目（以下「教育課程授業科目」という。）及びこれに係る単位数は以下のとおりとする。

教育課程授業科目	単 位 数
研 究 方 法 論	1
が ん チ ー ム 医 療 実 習	0.5
医 療 情 報 学	0.5
医療対話学（コミュニケーションスキル）	0.5
医療倫理と法律的・経済的問題	0.5
が ん 緩 和 医 療	0.5
悪 性 腫 瘍 の 治 療 と 管 理	1
臓 器 別 が ん 治 療 各 論	2

- 2 がん専門薬剤師履修コースの学生は、前条第3号(イ)の規定にかかわらず、クラスターコアセミナーを除く共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を修得し、かつ、以下の専門科目から8単位を修得しなければならない。ただし、専門科目及びアドバンスド科目の授業科目のうち、対応して指定する授業科目は、教育課程授業科目を履修すること。

区分	授業科目	単位数	教育課程授業科目	単位数
専門科目	がん専門薬剤師特論	2		
	集学的治療薬特論	2		
	がんチーム医療演習	2	研究方法論	1
			がんチーム医療実習	0.5
			医療情報学	0.5
がん薬物治療実践演習	2			
アドバンスド科目	医療倫理・医療対話学	1	医療対話学 (コミュニケーションスキル)	0.5
			医療倫理と法律的・経済的問題	0.5
	がん緩和治療	0.5	がん緩和医療	0.5
	悪性腫瘍の管理と治療	1	悪性腫瘍の治療と管理	1
	がん治療各論	2	臓器別がん治療各論	2

- 3 がん専門薬剤師履修コースの学生以外の学生が、教育課程授業科目を履修し、単位を修得したときは、自由科目の単位として認定することができるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

徳島大学大学院薬学研究科学位規則実施細則

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第 19 条の規定に基づき、徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）における学位審査に必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 課程修了に係る学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第 2 条 規則第 6 条第 1 項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第 3 年次又は博士課程第 4 年次の 1 月以降（後期の学期から入学した者については 7 月以降）の指定の期間までとする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第 12 条第 1 項ただし書及び第 3 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第 1 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで、学則第 12 条第 2 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第 2 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで、学則第 12 条第 4 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士課程第 3 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第 6 条第 4 項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第 2 年次の 2 月以降（後期の学期から入学した者については 9 月以降）における指定の期間までとする。ただし、学則第 11 条第 1 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士前期課程第 1 年次の 2 月（後期の学期から入学した者については 9 月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前 2 項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得していなければならない。

(学位論文提出の手続)

第 3 条 博士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本研究科長に提出するものとする。ただし、第 2 号から第 6 号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

(1) 学位申請書（様式 1） 1 部

(2) 履歴書（様式 5） 1 部

(3) 論文目録（様式 6） 1 部

(4) 博士論文（学術雑誌に公刊予定のものは、受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。） 1 部

- (5) 論文内容要旨 和文 1,200 字程度又は英文 600 語程度 (様式 7) 1 部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文 (学術雑誌に公刊予定のものは, 受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。) 各 1 部
- (7) 承諾書 (様式 8) 共著者各 1 部
- (8) 誓約書 (様式 12) 1 部

2 修士論文の審査を受けようとする者は, 指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本研究科長に提出するものとする。ただし, 第 2 号から第 6 号までの書類については, 別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書 (様式 2) 1 部
- (2) 履歴書 (様式 5) 1 部
- (3) 論文目録 (様式 6) 1 部
- (4) 修士論文 1 部
- (5) 論文内容要旨 和文 800 字程度又は英文 400 語程度 (様式 7) 1 部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文 各 1 部

(博士論文の条件)

第 4 条 提出する博士論文の内容は, 学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定であることが証明されたものでなければならない。

2 提出する博士論文が共著論文である場合には, 共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において, 当該論文が過去において, 博士論文として使用されていないものであり, 将来においても博士論文として他に使用しないものでなければならない。

(学位論文の受理)

第 5 条 学位論文の提出があったときは, 本研究科教授会に付議し, 単位修得の資格確認を行い, この学位論文を受理するものとする。

(第 1 次審査及び審査委員の選出)

第 6 条 学位論文が受理されたときは, 本研究科長は, 本研究科教授会に付議し, 履歴書, 論文目録, 論文 (博士論文の審査に限る。) 及び論文内容要旨を席上で配付し, 指導教員等に論文等の内容について説明を求めるものとする。

2 本研究科教授会は, 前項の説明に基づき, 審査委員を選出する。ただし, 博士論文については, 指導教員を審査委員 (主査) に選出することはできない。

(学位論文の審査等)

第 7 条 審査委員は, 第 1 次審査が終了したときは, 当該学位論文の審査及び最終試験を公開で行い, その結果を文書をもって本研究科長に報告する。

2 前項の文書は, 論文審査の結果の要旨 (様式 9) 及び最終試験報告書 (様式 10) とする。

(第 2 次審査)

第 8 条 本研究科長は, 前条の文書の写しをあらかじめ本研究科教授会全構成員に配付するとともに, 本研究科教授会に付議する。

- 2 審査委員は、本研究科教授会において前項の文書の内容を説明する。
- 3 本研究科教授会は、前項の説明に基づいて審議の上、投票により当該学位論文の可否を決定する。
(学位授与の時期)

第9条 前条の規定による第2次審査の合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

- イ 標準修業年限内に合格した者（ロからニまでハに規定する者を除く。） 博士後期課程にあっては第3学年末、博士課程にあっては第4学年末の定められた日
- ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日
- ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日
- ニ 学則第12条第4項ただし書の規定により合格した者 第3学年末の定められた日。ただし、第4学年で合格した者については合格した日
- ホ その他の者 合格した日

(2) 修士

- イ 標準修業年限内に合格した者（ロに規定する者を除く。） 第2学年末の定められた日
- ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日
- ハ その他の者 合格した日

第3章 学位論文提出に係る学位審査

(学位請求の資格要件及び時期)

第10条 規則第6条第2項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程又は博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
 - (2) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として4年以上経た者
 - (3) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業後、原則として5年以上経た者
 - (4) 大学（前号に掲げるものを除く。）又は旧制の専門学校を卒業後、原則として7年以上経た者
 - (5) 短期大学を卒業後、原則として9年以上経た者
 - (6) 前各号のほか、本研究科において、学位請求の資格を有すると認められた者
- 2 前項の資格要件を備えた者は、随時博士論文を提出して学位を請求することができる。

(資格審査)

第11条 学位を請求する者の資格認定については、あらかじめ本研究科教授会の議を経なければならない。

(博士論文提出の手続)

第12条 学位を請求しようとする者は、指導教員又は紹介委員（以下「指導教員等」という。）の承認を受けて次の各号に掲げる書類等を本研究科長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

- (1) 学位申請書（様式3） 1部
- (2) 学位申請調書（様式4） 1部
- (3) 履歴書（様式5） 1部
- (4) 論文目録（様式6） 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨 和文1,200字程度又は英文600語程度（様式7） 1部
- (7) 参考論文のあるときは、当該論文 各1部
- (8) 承諾書（様式8） 共著者各1部
- (9) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部
- (10) 写真（手札型、脱帽、上半身、最近6月以内に撮影したもの） 1枚
- (11) 学位論文審査手数料
- (12) 誓約書（様式12） 1部

(博士論文の条件)

第13条 提出する博士論文については、第4条の規定を準用する。

(資格審査、第1次審査及び審査委員の選出)

第14条 博士論文が受理されたときは、本研究科長は、本研究科教授会に付議し、履歴書、論文目録、論文及び論文内容要旨を席上で配付し、指導教員等に論文等の内容について説明を求めるものとする。

2 本研究科教授会は、前項の説明に基づき、審査委員を選出する。ただし、指導教員等を審査委員（主査）に選出することはできない。

(博士論文の審査等)

第15条 審査委員は、第1次審査が終了したときは、当該博士論文の審査及び試問を公開で行い、その結果を文書をもって本研究科長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式9）及び試問結果報告書（様式11）とする。

(第2次審査)

第16条 本研究科長は、前条の文書の写しをあらかじめ本研究科教授会全構成員に配付するとともに、本研究科教授会に付議する。

2 審査委員は、本研究科教授会において前項の文書の内容を説明する。

3 本研究科教授会は、前項の説明に基づいて審議の上、投票により当該博士論文の合否を決定する。

(学位授与の時期)

第17条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

第4章 雑則

(実施細目)

第18条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な細目は、その都度本研究科教授会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式2

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

履 歴 書

報 告 番 号	甲 創 甲 薬 乙 創 第 号 乙 薬 創 修			
(ふりがな) 氏 名		生年 月日	(和暦) 年 月 日	男・女
本 籍 (都道府県名)				
現 住 所				
学 歴	年 月 日			
研究歴	年 月 日			
職 歴	年 月 日			
賞 罰				

上記のとおり相違ありません。

(和暦) 年 月 日

署名

注 学歴は、高等学校卒業以後について、年月日は元号で記入すること。

論文目録

報告番号	甲 創 甲 葉 乙 創 第 号 乙 葉 創 修	氏名	
学位論文題目			
公刊論文 公刊参考論文 その他（総説・単行本等）			

備考

- 1 論文題目は，用語が英語以外の外国語のときは日本語訳をつけて，外国語，日本語の順に列記すること。
- 2 論文は，論文題目，著者名，公刊の方法及び時期を順に明記すること。
- 3 公刊の方法及び時期は，博士論文の場合に記載すること。
- 4 論文が，2つ以上あるときは，列記すること。

様式7

論文内容要旨

報告番号	甲 創 甲 葉 乙 創 第 乙 葉 号 創 葉 修	氏名	
学位論文題目			
内容要旨			

承 諾 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院薬学研究科長 殿

共著者氏名 印

所属職名

博士論文題目「 」

共 著 論 文

(和暦) 年 月発行(掲載) ○○雑誌第○巻○号○○～○○ページに発表済

上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文(主論文)として使用することに異議ありません。

なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに

同意します。

同意しません。

(どちらかにチェックを入れてください)

(注)

- 1 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。

誓 約 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

学位申請者氏名 (自署)

学位申請論文名

私は、博士 (〇〇) の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。

指導教員等 確認

剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。

所 属

指導教員又は
紹介委員 (自署)

研究活動におけるチェックリスト Checklist for the deposit and preservation of research data

私は大学院での研究活動において以下のチェックリストを全て確認しました。

I confirmed all of the following survey items in my research activities at graduate school in this fiscal year.

- チェックした日時： 年 月 日（西暦で記入）
Survey date Year Month Day
- 学生番号：
Student number
- 氏名（自署）：
Name (Signature)

1) 私本人が直接関わったデータ取得、保存、解析処理、判断、解釈、論文における記述、議論について

Regarding the data acquisition, data preservation, data analysis and processing, data judgment, data interpretation, and the description and discussion in the paper that I participated in,

- 実験条件、実験結果、解析処理の全ての段階での操作の根拠、結果の判断、解釈、議論などが実験ノートを中心に第三者が確認可能なように適切に記録されている。

Experimental conditions, experimental results, reasons for operation at all stages of analysis processing, judgment of result, interpretation, and discussion etc. are appropriately recorded so that third parties can confirm with record (such as experiment notebooks).

- 実験ノートを元に研究進行の適切さについて指導者の確認を得ている。

Based on experiment notes, the appropriateness of my research has been approved by the research director.

2) 共同研究者が直接関わったデータ取得、保存、解析処理、判断、解釈、論文における記述、議論について

Regarding the data acquisition, data preservation, data analysis and processing, data judgment, data interpretation, and the description and discussion in the paper that collaborators participated in,

- 実験、論文作成が適切に行われたことの確認を得ている。

I have obtained confirmation from the collaborators that the experiment and the preparation of the paper were properly done.

徳島大学大学院薬学研究科創薬科学専攻博士前期課程研究指導方針

創薬科学専攻の目的は、本学の創薬志向の伝統にのっとり、独創性に満ち、広い視野と国際的にも通用する力量を持った創薬・製薬研究者の養成である。博士前期課程は創薬・製薬研究者の初期養成課程と位置付け、以下のような方針で研究指導を行うものとする。

- 1 薬学研究科はガイダンス等を通じて、薬学研究科における履修、研究推進、学位論文の作成等についての指針を示す。
- 2 学生の配属は出願時の志望をもとに、受入れ研究室の同意の上、選考を経て決定される。
- 3 学生は指導教員の助言を受け、研究課題を設定する。
- 4 指導教員は学生の将来の進路希望を十分に考慮の上、履修助言を行う。
- 5 指導体制は、徳島大学大学院研究指導ガイドラインに基づき複数指導体制とする。
- 6 学位論文等の作成に係る指導は、年間指導計画書を作成することにより、研究指導の内容と方法を明確化する。
- 7 研究倫理を身につけるため、指導教員による日頃の研究指導のほか、APRIN e-learning システムの受講を義務づけ、公正な研究活動に対する意識を醸成する。
- 8 在籍期間中の1年次に専攻公開ゼミナール発表させることにより、自己の研究内容の再確認、および他分野・他研究室の研究内容を俯瞰できるようにする。
- 9 指導教員は研究成果の適切な発表法を指導するとともに、学生は原則として、学会で少なくとも1回は研究発表を行うこととし、国際学会での発表も推奨する。これらを通じて、自らの研究テーマに関する情報・知識を多角的に捉える能力、専門性の進化を促す。
- 10 研究室内の活動以外に、TA（RA）活動を奨励し、それらの活動を通じてコミュニケーション能力及びリーダーシップ能力を養う。TAとして雇用した場合は、授業における教育補助を行わせ、講義の進め方や実習における指導のしかたなどの教育技能を育成する。また、RAとして雇用した場合は、研究支援方法や研究技術の養成をはかり、研究者としての研究遂行能力を醸成する。
- 11 薬学英語特論と創薬科学特論の学修を通じて、国際的コミュニケーション力と創薬研究の理念、基本的知識および創薬研究の進め方を身につけさせる。
- 12 実験ノートの記載法・管理法及び研究資料（文書、数値データ、画像など）や試料（実験試料、標本）等の管理法を指導する。
- 13 学生は、レフェリー制度がある学術誌に少なくとも1編以上の論文が掲載されるか、若しくはそれに代わる著書1編以上を出版することを目標とする。

最後に、学生は研究成果を修士論文としてまとめるとともに、修士論文の審査および最終試験を適切に行う。

徳島大学大学院薬学研究科創薬科学専攻博士後期課程研究指導方針

創薬科学専攻の目的は、本学の創薬志向の伝統にのっとり、独創性に満ち、広い視野と国際的にも通用する力量を持った創薬・製薬研究者およびこれらの人材を育成できる薬学教育者の養成である。博士後期課程は創薬学研究者・創薬研究者養成のアドバンストコースと位置付け、以下のような方針で研究指導を行うものとする。

- 1 薬学研究科はガイダンス等を通じて、薬学研究科における履修、研究推進、学位論文の作成等についての指針を示す。
- 2 学生の配属は出願時の志望をもとに、受入れ研究室の同意の上、選考を経て決定される。
- 3 学生は指導教員の助言を受け、研究課題を設定する。
- 4 指導教員は学生の将来の進路希望を十分に考慮の上、履修助言を行う。
- 5 指導体制は、徳島大学大学院研究指導ガイドラインに基づき複数指導体制とする。
- 6 学位論文等の作成に係る指導は、年間指導計画書を作成することにより、研究指導の内容と方法等を明確化する。
- 7 研究倫理を身につけるため、指導教員による日頃の研究指導のほか、APRIN e-learning システムの受講を義務づけ、公正な研究活動に対する意識を醸成する。
- 8 在籍期間中の2年次に専攻公開ゼミナール発表させることにより、自己の研究内容の再確認、および他分野・他研究室の研究内容を俯瞰できるようにする。
- 9 指導教員は研究成果の適切な発表法を指導するとともに、学生は原則として、全国レベルの学会で1回以上研究発表を行うこととし、また国際学会での発表も積極的に推奨する。これらを通じて自らの研究テーマに関する情報・知識を多角的に捉える能力、専門性の進化を促す。
- 10 研究室内の活動以外に、TA（RA）活動を奨励し、それらの活動を通じてコミュニケーション能力及びリーダーシップ能力を養う。TAとして雇用した場合は、授業における教育補助を行わせ、授業運営や研究技術指導などの教育技能を育成する。また、RAとして雇用した場合は、研究支援方法や研究技術の養成をはかり、研究者としての研究遂行能力の育成をはかる。
- 11 学生のインターンシップ参加を推奨する。
- 12 共通演習の学修を通じて、学際的知識、広い視野、自分の研究に対する客観的判断力を養成する。
- 13 実験ノートの記載法・管理法及び研究資料（文書、数値データ、画像など）や試料（実験試料、標本）等の管理法を指導する。
- 14 学生は、レフェリー制度がある学術誌に少なくとも1編以上の論文を掲載する。および、著書1編以上を出版することを目標とする。

最後に、学生は研究成果を博士論文としてまとめるとともに、博士論文の審査および最終試験を適切に行う。

徳島大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程研究指導方針

薬学専攻の目的は、臨床への橋渡し研究を遂行できる能力と国際的に通用する力量を持ち、臨床に根ざした先端的研究能力を有した臨床薬剤師、高度な職能を持つ専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスに精通した医療薬学研究者およびこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者の養成である。博士課程は以下のような方針で研究指導を行うものとする。

- 1 薬学研究科はガイダンス等を通じて、薬学研究科における履修、研究推進、学位論文の作成等についての指針を示す。
- 2 学生の配属は出願時の志望をもとに、受入れ研究室の同意の上、選考を経て決定される。
- 3 学生は指導教員の助言を受け、研究課題を設定する。
- 4 指導教員は学生の将来の進路希望を十分に考慮の上、履修助言を行う。特に、がん専門薬剤師履修コースの学生には、がんに関する専門科目の他、がん関連のアドバンスド科目の履修をさせる。
- 5 指導体制は、徳島大学大学院研究指導ガイドラインに基づき複数指導体制とする。
- 6 学位論文等の作成に係る指導は、年間指導計画書を作成することにより、研究指導の内容と方法を明確化する。
- 7 研究倫理を身につけるため、指導教員による日頃の研究指導のほか、APRIN e-learning システムの受講を義務づけ、公正な研究活動に対する意識を醸成する。
- 8 在籍期間中の3年次に専攻公開ゼミナール発表させることにより、自己の研究内容の再確認、および他分野・他研究室の研究内容を俯瞰できるようにする。
- 9 指導教員は研究成果の適切な発表法を指導するとともに、学生は原則として、全国レベルの学会で1回以上研究発表を行うこととし、また国際学会での発表を積極的に推奨する。これらを通じて、自らの研究テーマに関する情報・知識を多角的に捉える能力、専門性の進化を促す。
- 10 研究室内の活動以外に、RA（TA）活動を奨励し、それらの活動を通じてコミュニケーション能力及びリーダーシップ能力を養う。TAとして雇用した場合は、授業における教育補助を行わせ、講義の進め方や実習における指導のしかたなどの教育技能を育成する。また、RAとして雇用した場合は、研究支援方法や研究技術の養成をはかり、研究者としての研究遂行能力の能力を醸成する。
- 11 学生のインターンシップ参加を推奨する。
- 12 徳島大学病院と連携した実践演習を実施することで、臨床に根ざした先端的研究能力を醸成する。
- 13 実験ノートの記載法・管理法及び研究資料（文書、数値データ、画像など）や試料（実験試料、標本）等の管理法を指導する。
- 14 学生は、レフェリー制度がある学術誌に少なくとも1編以上の論文を掲載する。および、著書1編以上を出版することを目標とする。

最後に、学生は研究成果を博士論文としてまとめるとともに、博士論文の審査および最終試験を適切に行う。

徳島大学大学院薬学研究科における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関して申し立てがあった場合について、次の方法により措置する。

1 授業担当教員及び学務係による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、授業担当教員又は学務係に申し出る。学生から学務係に申し出があった場合、学務係は授業担当教員に報告し、確認を依頼する。授業担当教員は、学生の提出した資料、学務係へ提出した成績資料、学生の成績簿の確認を行い、成績の訂正等がある場合は学務係へ成績記入用紙（追加・訂正）（以下別紙様式）をもって報告する。学務係は、授業担当教員の報告に基づいて、成績データを確認し、成績の訂正等の措置の記録を別紙様式に記載して残すこととする。

2 学務委員会による決定

成績評価等の疑義に関する問題が授業担当教員との協議では解消しない場合は、学務委員会が相談と調停を行う。学務委員会は、授業担当教員と学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経緯記録とともに別紙様式をもって学務係へ報告することとする。

3 上記の措置において、問題等が生じた場合は、研究科長と協議することとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

徳島大学大学院学則及び徳島大学学位規則は別冊をご参照ください。

参 考 资 料

徳島大学大学院薬学研究科リサーチ・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、リサーチ・アシスタント実施要項（平成8年文学機第310号文部省学術国際局長通知）に基づき、徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）におけるリサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 R・Aは、本研究科における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本研究科が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院博士後期課程及び博士課程の学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、R・Aとし、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(職務内容)

第4 R・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、本研究科が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(任用等)

第5 R・Aの任用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本研究科博士後期課程及び博士課程の学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、原則として週25時間程度を上限とし、月100時間以内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 R・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に蔵本事務部薬学部事務課に提出するものとする。

(報告)

第7 R・A受入教員は、R・Aの任用期間が終了したときは、R・Aの採用により得られた成果等について、報告書を本研究科長に提出するものとする。

(略)

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

徳島大学大学院薬学研究科ティーチング・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチング・アシスタント実施要項（平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知）に基づき、徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、薬学部又は本研究科の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習及び演習等の学習指導補助業務を行う。

(任用等)

第5 T・Aの任用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、本研究科が認めた優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に蔵本事務部薬学部事務課に提出するものとする。

(報告)

第7 指導教員は、T・Aの任用期間が終了したときは、その従事した学習指導の項目、評価等について、報告書を本研究科長に提出するものとする。

(略)

附 則

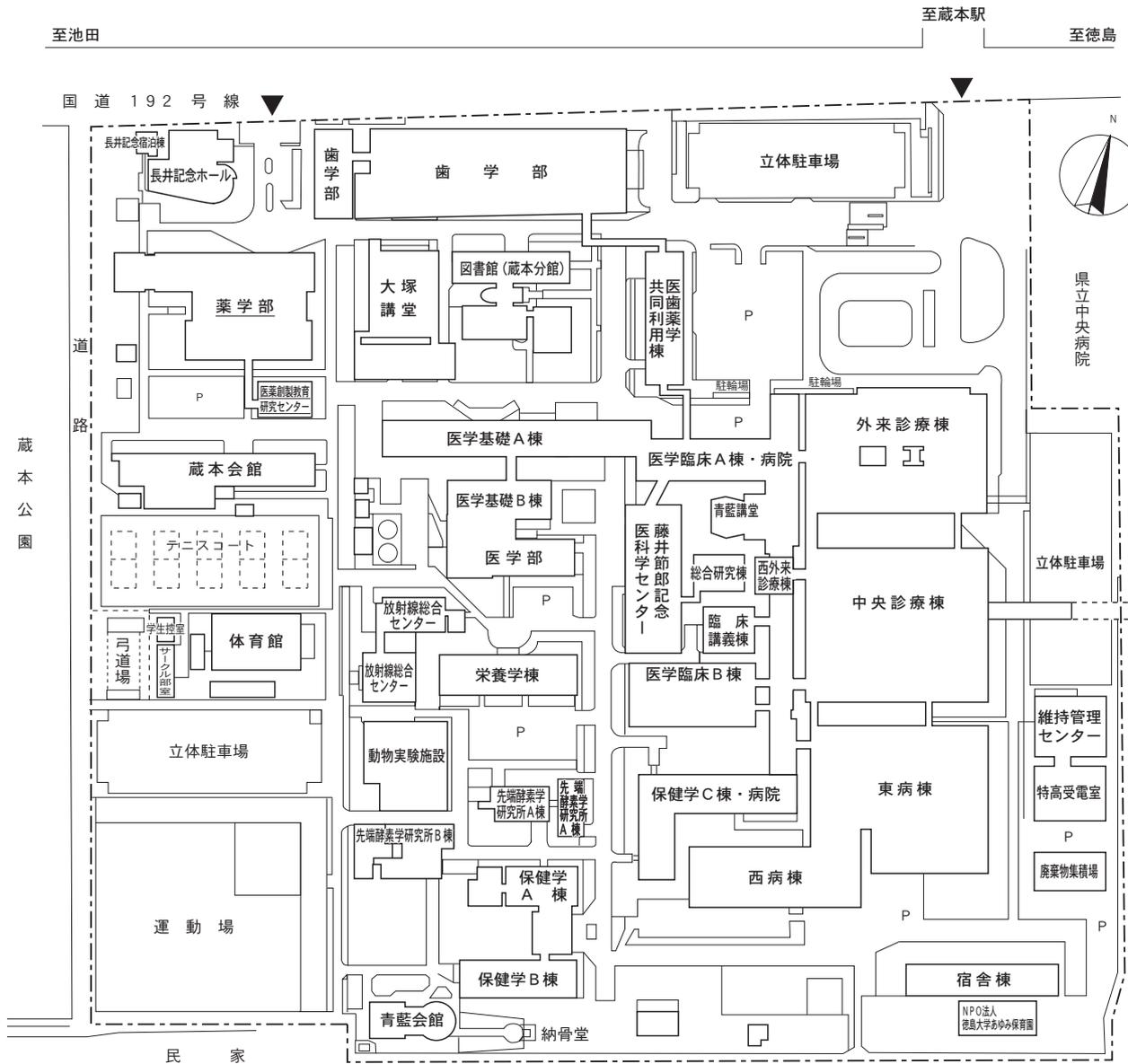
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

薬学研究科の分野

医薬品病態生化学分野	山崎 哲男	医学臨床B棟5階中	Tel: 633-7886	内線 6275
医薬品情報学分野	佐藤 陽一	医学臨床B棟5階西	Tel: 633-7253	内線 6290
医薬品機能生化学分野	土屋浩一郎	医学臨床B棟5階東	Tel: 633-7250	内線 6235
薬物動態制御学分野	石田 竜弘	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7260	内線 6226
	異島 優	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7259	内線 6225
薬物治療学分野	山崎 尚志	薬学部実験研究棟2階中	Tel: 633-9516	内線 9516
神経病態解析学分野	笠原 二郎	薬学部実験研究棟5階西	Tel: 633-7278	内線 6256
生薬学分野	田中 直伸	薬学部実験研究棟5階東	Tel: 633-7275	内線 6205
生命薬理学分野	藤野 裕道	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-7263	内線 6230
	福島 圭穰	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-9528	内線 9528
有機合成薬学分野	難波 康祐	医薬創製教育研究センター棟4階		
			Tel: 633-7293	内線 6300
	Karanjit Sangita	医薬創製教育研究センター棟4階		
			Tel: 633-7294	内線 6312
生物有機化学分野	南川 典昭	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-7288	内線 6320
	田良島典子	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-9539	内線 9539
創薬生命工学分野	伊藤 孝司	医薬創製教育研究センター棟2階		
			Tel: 633-7290	内線 6330
分子創薬化学分野	佐野 茂樹	薬学部実験研究棟6階東	Tel: 633-7273	内線 6202
	中尾 允泰	薬学部実験研究棟6階東	Tel: 633-7272	内線 6201
薬品製造化学分野	山田 健一	薬学部実験研究棟6階中	Tel: 633-7281	内線 6250
	猪熊 翼	薬学部実験研究棟6階中	Tel: 633-9532	内線 9532
創薬理論化学	立川 正憲	薬学部実験研究棟4階西	Tel: 633-7257	内線 6210
	稲垣 舞	薬学部実験研究棟4階西	Tel: 633-9527	内線 9527
機能分子合成薬学分野	大高 章	薬学部実験研究棟6階西	Tel: 633-7283	内線 6265
	根本 尚夫	薬学部実験研究棟6階西	Tel: 633-7284	内線 6266
	傳田 将也	薬学部実験研究棟6階西	Tel: 633-9534	内線 9534
衛生薬学分野	小暮健太郎	薬学部実験研究棟3階西	Tel: 633-7248	内線 6220
分析科学分野	田中 秀治	薬学部実験研究棟4階中	Tel: 633-7285	内線 6280
	竹内 政樹	薬学部実験研究棟4階中	Tel: 633-7286	内線 6281

臨床薬学実務教育学	阿部 真治	薬学部実験研究棟 3階中模擬薬局	Tel : 633-7562	内線 6217
	佐藤智恵美	薬学部実験研究棟 3階中模擬薬局	Tel : 633-7562	内線 6217
	田中 朋子	薬学部実験研究棟 3階中模擬薬局	Tel : 633-7562	内線 6217
総合薬学研究推進学	植野 哲	薬学部実験研究棟 1階中	Tel : 633-7268	内線 6271
	大井 高	薬学部実験研究棟 1階中	Tel : 633-7289	内線 6322
生物薬品化学分野 (協力)	篠原 康雄	先端酵素学研究所 A棟 5階	Tel : 633-9145	内線 9145
	伊藤 剛	先端酵素学研究所 A棟 5階	Tel : 634-6422	内線 7876
臨床病態学分野 (協力)	井崎ゆみ子	キャンパスライフ健康支援センター(常三島キャンパス)	Tel : 656-7314	内線 7314
実践創薬学講座 (連携)				
薬物応答制御学分野	大西 敬人			

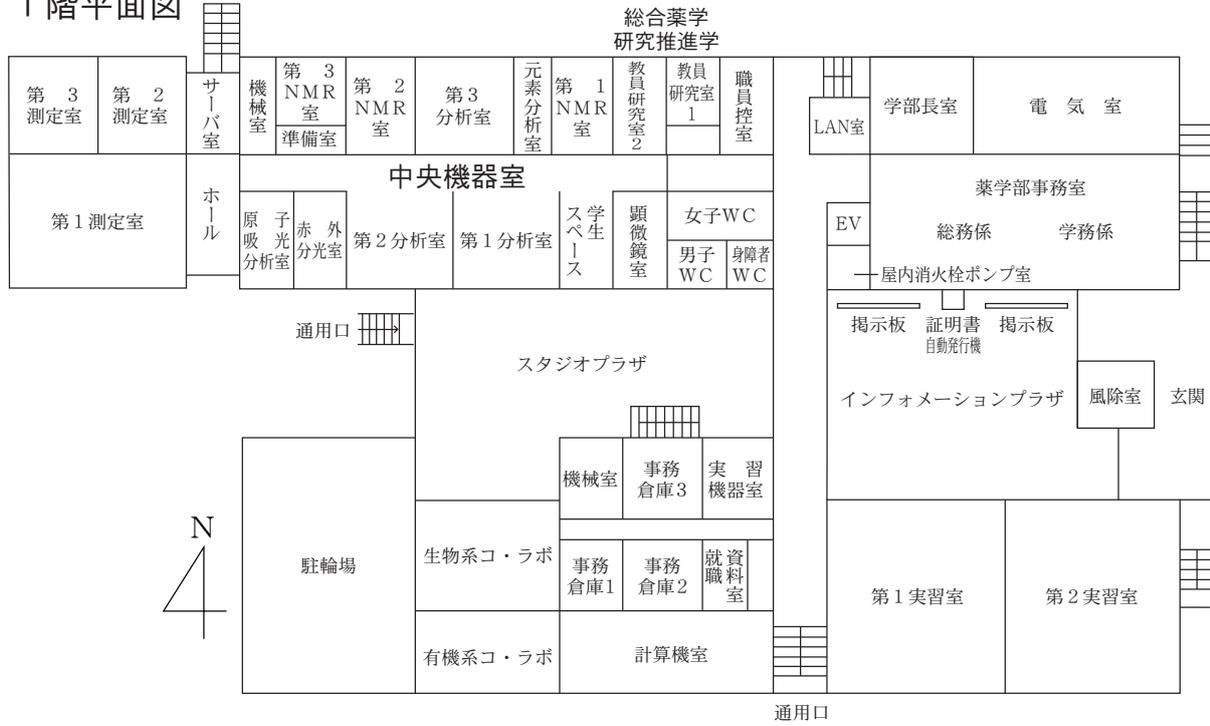
蔵本地区配置図



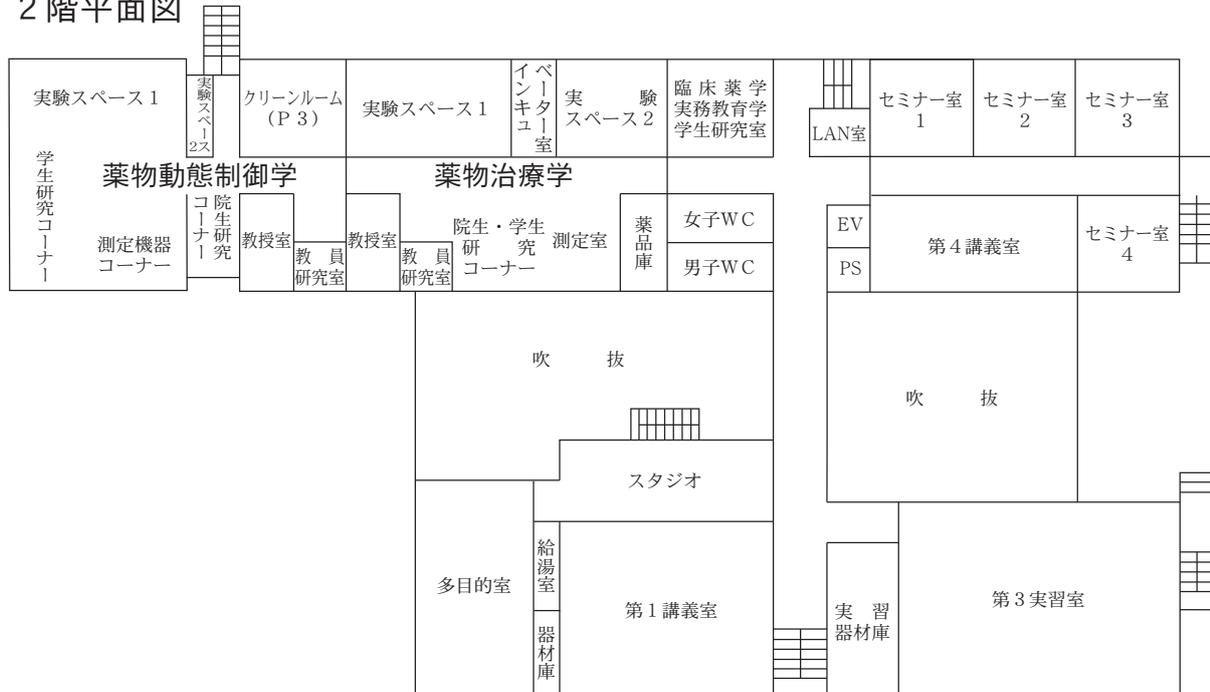
薬学部建物平面図

薬学部実験研究棟・教育棟

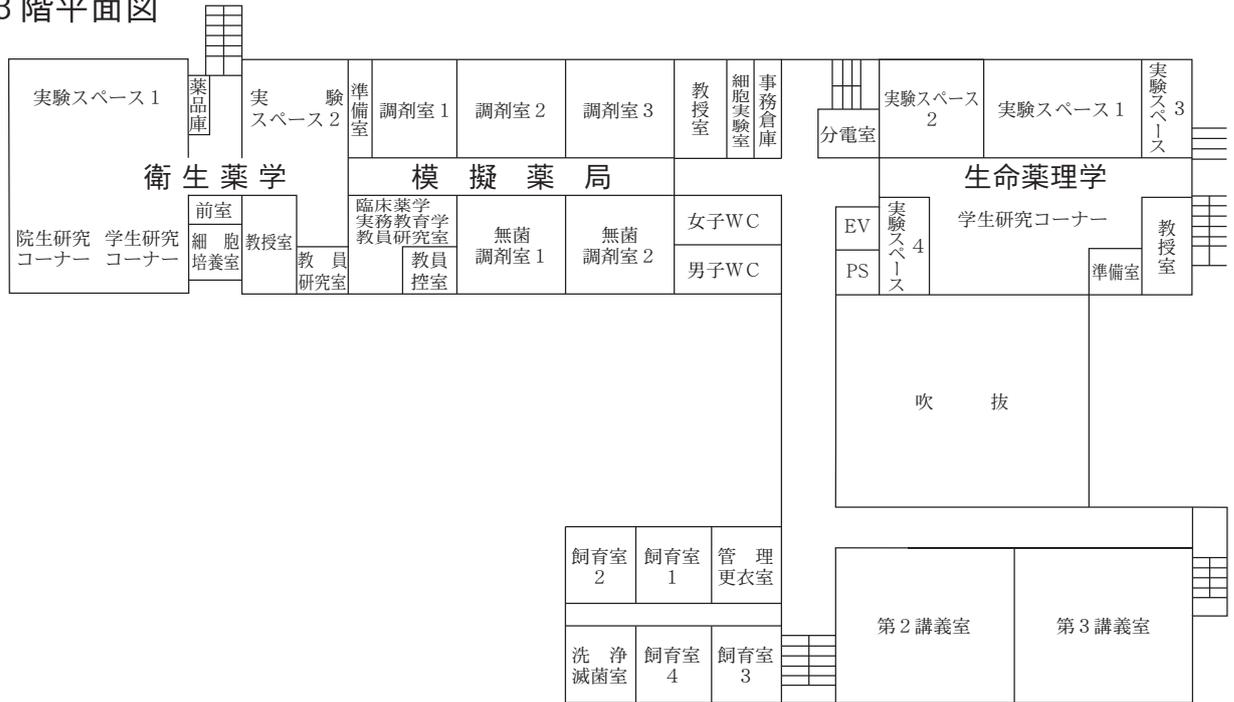
1階平面図



2階平面図



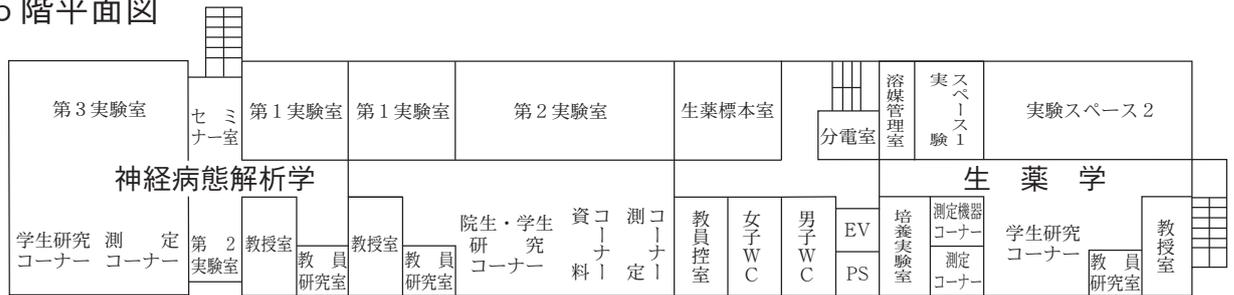
3階平面図



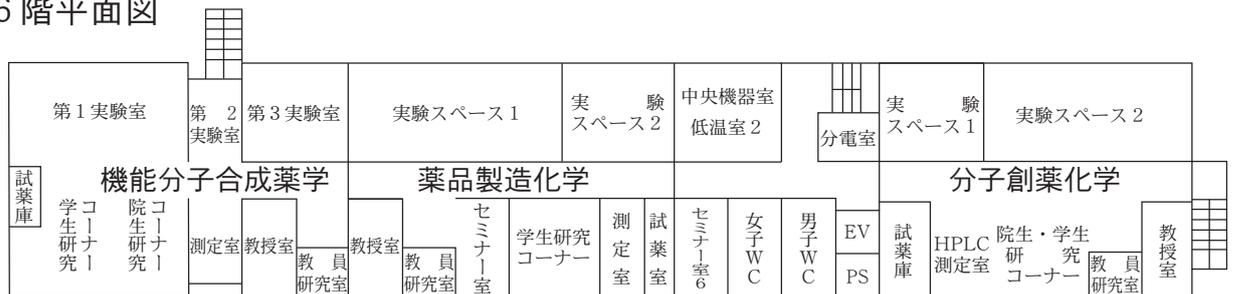
4階平面図



5階平面図

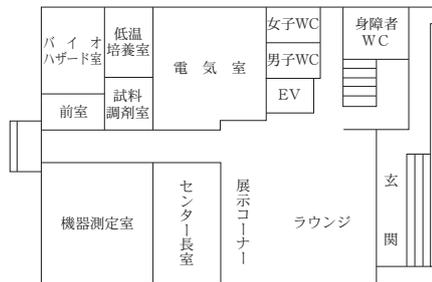


6階平面図



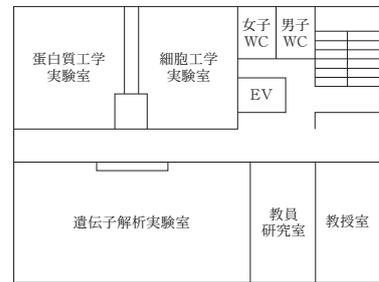
医薬創製教育研究棟

1階平面図

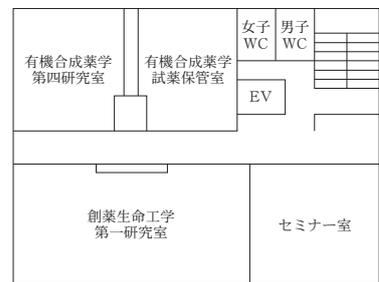


2階平面図

(創薬生命工学分野)

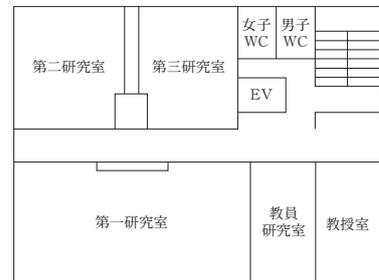


3階平面図



4階平面図

(有機合成薬学分野)

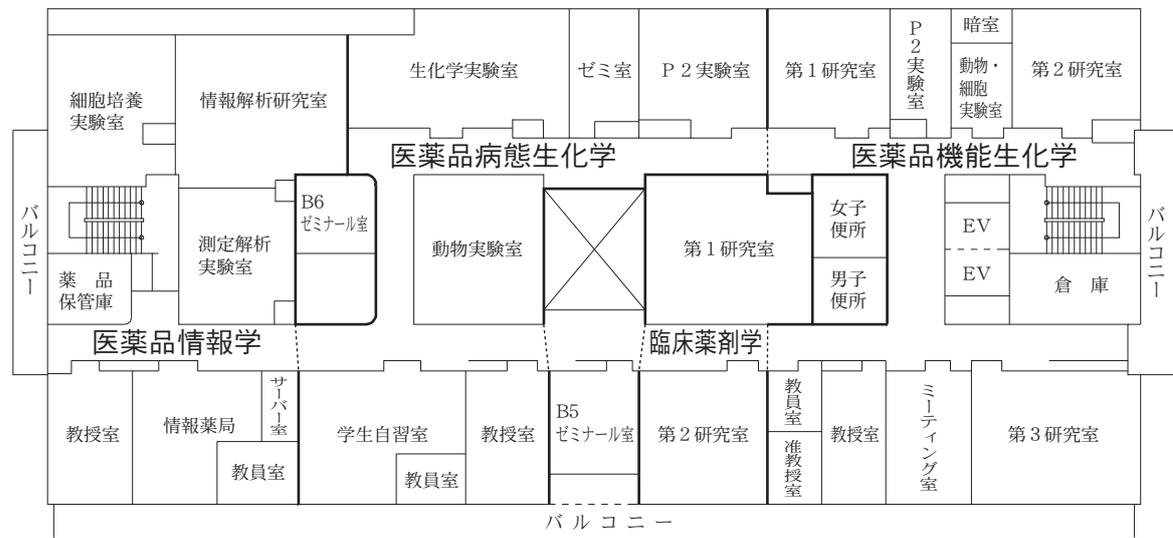


薬学部校舎等配置図



医学臨床B棟

5階平面図





徳島大学薬学部ロゴマーク

ロゴに用いられる色にはこのような意味があります。薬学部の建物に使用されている色はこのロゴをテーマにしています。

- 青** 古くより徳島の産業を支えてきた藍の色で「徳島」を表しています。また、藍より青くという意味をも込めています。
- 赤** 薬学のもっとも大きなテーマの一つ、「生命」を表しています。
- 緑** 「環境」を表しています。くすりの起源である「薬草」の色でもあります。
- 白** 「科学」を表しています。真理を探究するピュアな心の色です。

■コンセプト

蒼い空、紺碧の海、藍を育む大地。その青い国で育まれているのが最先端のPharmaceutical Sciencesと豊かな心です。

Pは風に向かって力強く大地に根を張る薬草を、赤と青の4つの大きなドットは全体で四国を、少し大きな赤は徳島をイメージしています。

自然と化学と血の通う人の心の調和の中から明日の医学と豊かな心が誕生することを願って…。

(平成13年発表)